

○三田市子ども審議会条例

平成25年9月19日
条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、三田市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(令5条例9・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第72条第1項各号に規定する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、三田市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事務

(令5条例9・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 三田市市政への市民参加条例(平成26年三田市条例第33号)第11条又は第12条に規定する者

(3) 市長が必要と認める者

(平26条例33・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども・子育て支援政策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この条例の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(三田市立児童館条例の一部改正)
- 3 三田市立児童館条例(昭和58年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 4 三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
付 則(平成26年条例第33号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
(三田市子ども審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 13 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の三田市子ども審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された委員である者は、その委員としての任期中に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
付 則(令和5年条例第9号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。